

指定（更新）申請における提出確認票【訪問型サービスA】

開始（指定）予定日	年 月 日	事業所名	
申請担当者職・氏名			
申請に関する連絡先	T E L	F A X	

必要事項	提出書類	申請者確認	説明、注意事項	桐生市 確認
1 申請書	指定申請書 (様式第1号) 指定更新申請書 (様式第2号)	☐ 添付	法人の所在地・名称、代表者の職名・氏名 ・新規指定申請の場合は様式第1号。指定更新申請の場合は様式第2号	
2 付表	付表1	☐ 添付	・記載内容は勤務形態一覧、運営規程、重要事項説明書等の内容と一致させること	
3 申請者の登記事項証明書又は条列等	履歴事項全部証明書 (原本)	☐ 添付 ☐ 添付省略	・当該事業を実施する旨の記載のあるもの ・申請日において発行から3月以内のもの	
4 従業者の勤務体制及び勤務形態	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式1)	☐ 添付 ☐ 添付省略	管理者及び従業者全員の毎日の勤務すべき時間数 ＊確保した従業者のみ記載(仮配置は不可) ＊時間外勤務は、勤務時間数に含めないこと ＊指定更新申請の場合は提出月の前月分 【人員に関する基準】 ② 管理者[専従] ② 訪問事業責任者◇(付表1 サービス提供責任者の欄に記載) [従事者のうち1人以上。] ＊利用者数(適切な方法による推定数)により必要数を配置 ③ 従事者◇(付表1 訪問介護員等の欄に記載) [1以上必要数] ＊現行相当サービスの常勤換算2.5とは、別に配置	
	資格を証するものの写	☐ 添付 ☐ 添付省略	・資格等が必要な職種(◇印)は、該当資格証等の写を、氏名を記載した順に揃えて提出 ◇訪問事業責任者: 介護福祉士登録証の写、介護職員基礎研修課程修了証・介護職員実務者研修修了証・訪問介護員養成研修1級課程修了証の写 ◇従事者: 介護福祉士登録証の写、 介護職員基礎研修課程修了証・介護職員実務者研修修了証・訪問介護員養成研修1級課程修了証・訪問介護員養成研修2級課程修了証・介護職員初任者研修課程修了証の写、 桐生市が指定する研修の終了証	
5 事業所の平面図	平面図 (参考様式3)	☐ 添付 ☐ 添付省略	建物全体の平面図及び当該事業に関する平面図 ＊各室の用途・面積を明示したもの ＊A4版又はA3版のもの ＊専用部分と他との共用部分を色分け ＊玄関・入口から事務室・相談室等への経路及びトイレ、手洗い等への経路が他事業の専有スペースを通過することがない等、適切な配慮が必要 【設備・備品に関する基準】 ① 事務室 ② 利用申込の受付、相談等に対応するスペース ③ 手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備	

6 運営規定	運営規定	☐ 添付 ☐ 添付省略	・次の内容について、具体的かつわかりやすく記載 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間(事業所の開いている日・時間) ＊年間の休日などを明確に記載 ＊サービス対応日・時間が異なる場合は、別に具体的に記載 ④訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額 ＊利用料その他の費用の額については、料金表にする等、具体的に記載 ＊法定代理受領でない場合の利用料や「その他の費用の額」として徴収が認められている額等も記載 ⑤通常の事業の実施地域 ＊客観的に特定できるように記載 ⑥緊急時等における対応方法 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧その他運営に関する重要事項 ＊秘密保持、身体拘束の原則禁止、研修、衛生管理、ハラスメント対策等	
7 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式5)	☐ 添付 ☐ 添付省略	・次の事項について、具体的かつわかりやすく記載 ①事業者として、利用者等からの相談・苦情等に対応する常設の窓口(連絡先・受付時間)・担当者の設置 ＊受付曜日、時間、電話番号、FAX番号、担当者職・氏名を記載 ②円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 ④ その他参考事項	
8 誓約書	誓約書(参考様式6)	☐ 添付	介護保険法の欠格事由に該当しない旨の誓約書	
9 第1号事業体制等に関する届出	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙36)	☐ 添付 ☐ 添付省略	・新規指定時または変更がある場合のみ必要 ・該当加算に係る別紙、添付書類については、「算定届出書に係る添付書類一覧」参照	
	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4)	☐ 添付 ☐ 添付省略		
	該当体制等に係る別紙、添付書類	☐ 添付 ☐ 添付省略		
10 確認票	提出確認票	☐ 添付	本票	

※新規指定の場合は確認をしてください

他法令	確 認 事 項	申請者 確認欄
	建築基準法に適合しているか (既存建物を使用する場合でも、用途変更の手続きや改修工事が必要となる場合がある)	☐
	消防法に適合しているか	☐

※ 新規指定申請の際は、全ての添付書類を提出してください。

※ 更新申請の際は、届出済みの内容から変更がない場合、添付を省略することが可能です。
添付を省略する場合には、「添付省略」にチェックを付けてください。

届出済みの内容が不明確な場合には、必要書類一式を提出してください。

※ 指定にあたり市が現地を訪問できない場合は、写真の提出を求めることがありますのでご了承ください。

※ 書類は、特段の定めがない限り、原則として日本工業規格A4型とします。

※ すべての書類が確認できない場合は、指定申請の受付ができません。

※ 受付後、書類の補正、追加提出をお願いすることがあります。